

連続企画：国際知的財産制度の形成過程－最新動向と理論分析－
その3

WIPOにおける著作権保護の例外と制限に関する議論(2・完)
—視覚障害者のための議論を中心に—

Silke von LEWINSKI
矢野 敏樹(訳)

III. 問題点及び実務も踏まえた解決策

視覚障害者が目指しているのは、全ての出版物についてアクセシブルなフォーマットなものとし、均等なアクセスの機会を得るということである。というのは、通常のフォーマットで出版された出版物がアクセスし易いものではないからである。

商業的出版物のうち5パーセントしかアクセシブルなフォーマットで提供されていないということがよくいわれるが、この数字の基礎にはパブリック・ドメインとなった出版物も含まれており、したがって権利の例外について語る場合には適当でない数字である⁷⁸。加えて、とりわけ著作権又は現存の権利の制限に関する完全なアセスメントは存在しない。更に書籍の種類も考慮して考えるのが適当であろう（盲人のための王立国民施設（RNIB）の研究によれば、成人向け小説の26パーセントがアクセシブルなフォーマットで利用可能である。しかし料理本は僅か1.9パーセントにすぎない）⁷⁹。本節では、アクセシブルなフォーマットによる均等なアクセスの確保という目的を達成するにあたっての、事実上及び法律上の問題点について指摘し、この分野において権利の例外と制限やその他の手段が果た

⁷⁸ 前記 II. 1. 参照。また、一般的考慮事項についても参照。

⁷⁹ 盲人のための王立国民施設による委託調査結果 (http://www.lboro.ac.uk/departments/dis/lisu/pages/publications/aap_op35.html) を参照。

す役割について示すこととした。

1. 複数のフォーマット

a) ブライユ点字法

まず始めに、幾つかの特別なフォーマットの生産の実情や方法について概観しておくことが問題点の理解に資するであろう。伝統的な特別のフォーマットとしては、ブライユ点字法による書籍の有形複製が挙げられる。このフォーマットは次の手順で作成される。まず、書籍の文章がデジタル形式に変換されなければならない。これは例えば個々のページをスキャンする方法で行われる。このプロセスにおいてミスが起こり得るので、そうしたミスは手作業で修正されなければならない。書籍の文章は、しばしばコンピュータ・プログラムによってブライユ点字に変換される。このようにしてブライユ点字法で記述された書籍は校正にかけられる。一般的に、校正作業は盲人により行われるほか、目が見える者が実際の文章と比較しながら行う。間違いがあればコンピュータ・ファイル上で正しいものに置き換えられる。このようにして、ブライユ点字法に従い点字が打たれた金属板がマスター・コピーとして用意される。校正作業の後に出来上がったこれらの金属板は、印刷会社によって紙のコピーを生産するために用いられる。その上で書籍として綴じられることとなる。写真であっても、浮き出し効果のあるエンボス印刷によってレリーフとしてプリントされ、触覚によって何が印刷されているかがわかるようなものとされる。こうした浮き出しによるイメージは、対象物の全体の輪郭付けがまず行われた上で、それぞれの部分に見合った材料を用いることで具体化される。例えば魚の眼には真珠を用いたり、他の織物を用いたりするがごとくである。こうして作られたマスター・コピーは、ポリ塩化ビニル・ホイルを用いた技術的作業によって固定化され印刷に用いられることとなる⁸⁰。ブライユ点字法に基づく書籍は電子フォーマットでも生産される。加えて、楽譜もブライユ点字法に基づいて転写される。楽譜の場合も6つの点によって表わされるが筆記体系は異なっている。こうして盲人や視覚障害者はブライユ点字

⁸⁰ こうした作業の詳細については、<http://www.dzb.de/en/media-production.html> を参照。

法によって記述された楽譜にアクセスすることが可能となっている。ドイツ中央盲人図書館 (the German Central Library for the Blind) は、コンピュータにより、ブライユ点字法に基づく楽譜を迅速且つ比較的購入し易い価格で生産するための研究を行っている⁸¹。

b) 伝統的なトーキング・ブック

他の伝統的なフォーマットはトーキング・ブックである。目が見える読者のための商業トーキング・ブックは、通常、小説の簡約版のみである。これに対し、視覚障害者のためのトーキング・ブックは何ら簡約されずに録音されているのが通常である。盲人図書館は大抵の場合自前の録音スタジオを持ち、俳優等に選別した書籍の朗読をさせている。新刊書については、視覚障害者が通常版の出版後それほど時間が経たずにアクセスできるよう、できる限り早く朗読が録音される。トーキング・ブックの制作に手間がかかることから、出版された書籍のうち一部の書籍だけが録音されることになることは明らかである。したがって、第一に録音されるべき書籍が選別されねばならない。朗読者の声に疲れが出ないよう録音時間は通常区切られている⁸²。マスター・コピーからは、個人向けレンタル用カセット・テープが作られる。マスター・コピーは、新しいカセット・テープを生産する必要が生じた際に、これに応じて簡単に見付けられるよう保管される。個人がトーキング・ブックの貸出を受けられるようになるには数カ月間かかる。

c) DAISY(デイジー)CD

ここ数年来、トーキング・ブックは新DAISYフォーマットによって生産されている。また、既存のテープはDAISYディスクに継続的にコピーされている。DAISY (Digital Accessible Information System) は、1996年に設立された国際DAISYコンソーシアムによって推進されている技術標準であ

⁸¹ <http://www.dzb.de/en/media-production.html#music-books>.

⁸² ライブツィヒのドイツ中央盲人図書館では、プロの朗読者はレコード・スタジオで最大2時間の録音を週に1回か2回行うのみである。www.dzb.de/index.php?site_id=8.6.2 参照。

る。DAISY フォーマットは伝統的なトーキング・ブックに比べ、より重要な利点を有している。すなわち、通常のオーディオ CD が80分程度の朗読しか収録できないのに対し、DAISY CD は40時間程度の朗読を収録することができる。更に、DAISY CD は、トーキング・ブックを目が見えるユーザーが読む書籍により近いものとするための有益なツールを有している。すなわち、章立て等によって情報が階層化されているので、DAISY ディスクのユーザーは全体の書籍を概観してから個々の章を探し、また行ったり来たりを繰り返すことができ、時には個々の文章やページを探し出してブックマークをセットし、朗読の速さを調整することができる。階層構造の数は書籍の性質によって異なるものであることは明らかである。小説は料理本といったノンフィクション分野の書籍に比べて階層は少ないであろう。再生機器によっては、ユーザーが特定の書籍の部分に口頭でコメントを付すこともできる。非常に多くのソフトウェアやハードウェアが、大変多くの可能性を提供しているのである⁸³。他方で、商業出版社も DAISY フォーマットの活用に乗り出している。トーキング・ブックを DAISY フォーマットで出版することで、目が見える読者もナビゲーション機能を利用することができるのである⁸⁴。

d) DAISY テキスト/オーディオ

DAISY フォーマットは、聴取者のためのナビゲーションという特別の機能を有するトーキング・ブックの生産を可能とするだけではない。DAISY フォーマットの下では、文章のみの DAISY フォーマット又は文章とオーディオの同期ファイルを付したもの（これにより文章ファイルと音声ファイルとが関連付けされる）、ナビゲーション・コントロール・ファイルを付したもの（これによりユーザーは文章と音声を同期させつつファイル間を移動することができる）及びオプションとして部分的又は文章全体にマークアップ・ファイルを付したものを生産することが可能である。文章ファ

⁸³ 他のツールについては、www.daisy.org/tools を参照。

⁸⁴ 例えばドイツでは、Argon 社はドイツ中央盲人図書館と協同で2008年10月から20タイトルについて DAISY トーキング・ブックの販売を開始した（今日では244タイトルに上っている）。

イルは、合成された音声によって読み上げられる。朗読スピードは、ユーザーが調整することができる。数年来、DAISY コンソーシアムは、ユーザーが電子ファイルを文章と音声が同期したアクセシブルなフォーマットに簡単に変換するための技術開発を推進してきた。2008年、コンソーシアムは、マイクロソフトの Office Word 2007 のための無料のオープン・ソースのアド・イン（‘Save as DAISY’）を提示した。これはオープンな XML フォーマット（拡張可能なマークアップ言語）を使用しており、論理構造に従いデジタル・コンテンツにマークアップすることができ、これによって盲人のユーザーが、階層構造を区別しつつ異なるサブ・タイトル間を行き来することができるようになっている。ワードファイルと親和性を有するというだけでなく、‘Save as DAISY’は、オープン XML ファイルであるが故に他の DAISY 朗読システムと互換性があり、アップデートに対応することも容易である。加えて、開発コストが低額に抑えられているため、ユーザーには無償で広く提供されている⁸⁵。DAISY は、視力を完全に失っていない人々のための個別のニーズに対応することも可能である。例えば、黒地に白字で印字された文章でなければ読むことができない人や、特定の色の組合せでないと読むことができない人、とても細長い字にしなければ読むことができない人にも対応できる。

しかしながら、これまでのところ、ほとんどの発行者は未だ生産過程において XML を使用していない。彼らが主として用いているのは PDF フォーマットであるが、このフォーマットは文章構造に関する情報を何ら含んでいない⁸⁶。そして、PDF ファイルを XML フォーマットに変換するのは、大変な費用と時間がかかる。特にテキストがタイトルとサブ・タイトルだけでなく、写真や挿絵や図表を含み、また教科書のようにテスト質問と回答が含まれている場合には、とりわけ変換に費用と時間を費やすものである。したがって、PDF ファイルを XML ファイルに変換し、‘Save as DAISY’と協同して作動するようにするには、自動変換では十分でなく人知の介入

⁸⁵ このツールについて、http://www.microsoft.com/casestudies/Case_Study_Detail.aspx?casestudyid=4000005571 を参照。

⁸⁶ WIPO Doc. SCCR/18/4 pt. 18.

が必要である。よって、この過去の出版物のデジタル化作業は高価なものとなる。

更に付言すると、デジタル化作業に必要な書籍のスキャンを行うためには必ず必要となる出版社からのデジタル・ファイルの入手がそもそも難題である⁸⁷。一般的にいって、出版社は、PDFファイルの代わりにXMLファイルを用いることは余計なコストを増やすこととなるので不適当だと未だに考えている⁸⁸。同時に、電子書籍を出版している出版社は、i-padといった様々なフォーマットに基づく機器との互換性を確保するため、異なる機器にも容易に適用することができるXMLスタンダードを用いている。それにもかかわらず、出版社のこうした需要に合わせた電子出版(EPUB)のXMLスタンダードは、読書機器において元の形式で使用されていない⁸⁹。そのため、この場合に権利の例外と制限を導入したとしても、視覚障害者の出版物への均等なアクセスという目的を達するのに役立たないであろう。寧ろ、異なる技術の利用の問題や相互の互換性の問題に対処せねばならないであろう。加えて、特別なフォーマットの複製の発行者が、書籍をスキャンすることを避けるために出版社からファイルを入手したいと考えたとしても、権利の例外と制限は、そうした発行者が出版社やファイルの生産会社が保有しているファイルの配信の権利を与えることにもならないであろう⁹⁰。たとえ(複製権の例外と制限ではなく)ユーザーの権利であっても、そうした権利主張の支えにはならないであろう。

⁸⁷ 出版社がファイル提供することに消極的な理由については、WIPO Doc. SCCR/18/4, no. 18 参照。それによれば、書籍の生産過程は高度に標準化、合理化されているため、第三者にデジタル・ファイルを送ることは業務の流れを乱し、それ故に余計なコストがかかるということである。加えてテキスト処理の多くの段階は、通常、外部委託されているため、出版社でさえもデジタル・ファイルを取得することができないということもある。

⁸⁸ WIPO Doc. SCCR/18/14, no. 18.

⁸⁹ WIPO Doc. SCCR/18/14, no. 18.

⁹⁰ J. Sullivan, op. cit., WIPO Doc. SCCR/15/7, pp. 71-72 も参照のこと。

e) 他のフォーマット

ここでは、テレビや映画の音声解説といった他の多くのツールやフォーマットが存在し、開発が更に続けられていることを述べるにとどめることとしたい。音声が途切れた部分がある場合に、そこに視覚的プロットの説明を入れるといったサウンド・トラックから音声を追加する技術が存在する⁹¹。この場合、権利の例外は何ら関係しない。なぜなら、テレビ会社は音声解説を加えるコストや労力を避けたいと考えるからである。ここでは、寧ろ法律によってテレビ会社に対し音声解説を用いることを要請することが、このツールの利用をもたらすことになるであろう。

2. 特別なフォーマットの複製物の生産者と販売者

特別なフォーマットの複製物を生産するのは、通常、盲人のための図書館⁹²、大学図書館の特別な部局⁹³、又は盲人のための一般的な援助機関である⁹⁴。これらのほとんどは公的資金によって設立されている。ブライユ点字法に限らず、前記のとおり特別な電子的フォーマットの生産に恒常に高額なコストがかかることに照らせば、そうした公的資金の提供は必要だと思われる。事実、生産した物の販売や貸出を通じて生産コストを回収することは不可能である⁹⁵。図書館は、特別なフォーマットの複製物を登録ユーザーに日常的に貸し出しているが、ほとんどの場合、限定した期間内に無料で貸している。ブライユ点字法の書籍やテープやDAISYに記録されたトーキング・ブックといった有形複製物は、通常は普通郵便で郵送される。盲人図書館は、可能であれば特別のフォーマットの複製物の販売も行

⁹¹ 例として、http://www.csreurope.org/solutions.php?action=show_solution&solution_id=441 参照。

⁹² ドイツやスカンジナビア諸国における例が挙げられる。その他の例については、WIPO Doc. SCCR/20/5 の付属書を参照。

⁹³ レソトの例参照(WIPO Doc. SCCR/20/5, 付属書II)。英国においても、ライセンス合意に基づき、出版社から大学の障害者対応局に対し、視覚障害者の学生用に電子透かしを付したファイルを供給している。

⁹⁴ 例えば英国盲人のための王立国民施設である(<http://www.rnib.org.uk/Pages/Home.aspx>)。WIPO Doc. SCCR/20/5 の付属書も参照。

⁹⁵ <http://www.dzb.de/en/about-us.html>.

う。しかし、特にブライユ点字法による書籍は非常に広い保管スペースを必要とするため、ユーザーは自宅に保管することを望まない。

多くの場合において、登録したユーザーは、特別なフォーマットによる書籍についてストリーミングやダウンロードをすることが可能である⁹⁶。しかし、そうしたファイルは目が見える人々も利用することができ、誤った用いられ方をされる恐れがあるので、盲人図書館はしばしば電子透かし又は類似の追跡技術を用いている。例えば、ドイツの著作権管理団体VG Wortとドイツ盲人図書館連合(Medibus)との間のオンライン配信(ドイツ法では権利の例外に含まれない)に関するライセンス契約においては、デジタル著作権管理が適用されていなければならないものとされている。他の不当な利用の防止策は広く用いられているものである。すなわち、目の見えない人や視覚に障害を持つ人が、医師の証明書を提出しなければならないというものである。

3. 国境を越えた譲渡

a) このコンテキストにおける国境を越えた譲渡をめぐる利害関係

特別なフォーマットの生産は費用がかかり、多くの場合時間もかかるものである。そのため、たとえ国境を越えるものであっても機関相互間における生産済みの特別なフォーマットの交換がなされれば、生産に伴う重複した作業を回避することができ、特別なフォーマットによる新規の書籍複製物の生産に伴う費用の節約もできることになる。そして、このことによって視覚障害者のための特別なフォーマットによる利用可能な著作物の範囲を広げることになる。したがって、アクセシブルなフォーマットの著作物の国境を越えた譲渡は、WIPOの枠組みにおける議論と盲人図書館の主要な関心事の一つである。今述べた視覚障害者が受ける利益から離れて考えてみても、特別なフォーマットを生産する機関は、時にはそうした複製物の提供先である海外の機関と生産費用を負担し合うことに関心を有

⁹⁶ それぞれの結果についてグローバル・ライブラリー・サーベイの最終報告書を参照(http://www.daisy.org/projects/global-accessible-library/survey_final_report.html, pt. 4.4.11)。

している。著作権者は、国境を越えた特別なフォーマットの引渡しによる複製物の世界的な利用に対し、幾つかのコントロールを及ぼすことにより利害関係を有する。特に、そうしたフォーマットが目が見える人によって利用されるかもしれない場合には、そうした要請は強いといえる。

b) 著作権をめぐる状況

aa) 國際法

この局面における著作権をめぐる状況は以下のとおりである。有形複製物の頒布について、ベルヌ条約及びTRIPS協定は、加盟国に対し、合法的に作成された複製物の輸入に関しては国法上の規制を及ぼさなくとも良いものとしている。そもそも、頒布に関する排他的権利一般については最低限の保障義務の一部ですらない。頒布権は、映画の著作物と映画として翻案されたものに認められるだけである。次に、差押えに関するベルヌ条約第16条は、権利を侵害する複製物が輸入される場合に限定したものである⁹⁷。したがって、加盟国には頒布や輸入に関する一般的な排他的権利を与える義務もない。WCTにおける結論も同様である。同条約第6条は、全ての著作物に関する排他的な譲渡権を規定する。そして、この条項で最低限保障されている権利については、著作者の許諾を得た最初の販売又はその他の譲渡の後の消尽(国際消尽を含む)を加盟国が認める可能性を残している。したがって、著作者の許諾の下販売され、海外で流通した特別なフォーマットの複製物が著作者の許諾なしに輸入されることを確実にしたいと考えるWCT加盟国は、条約によらずとも輸入権の例外を認めることができるであろう。

bb) 国境を越えた譲渡と権利の例外

しかし一方で、輸入国は、排他的な輸出権を認めているかもしれない第三国の国内立法に影響力を及ぼすことはできない(そのような排他的権利は、しばしば排他的頒布権として認められている)。このような場合で、

⁹⁷ 例えば、J. Ginsburg及びJ. Besekによるコメント、<http://www.copyright.gov/docs/sccr/comments/2009/comments-2/ginsburg-besek-columbia-law-school.pdf>, pp. 2-3を参照。

国内法上頒布権が消尽しておらず⁹⁸、自主的な取決めが存在しない場合において、機関相互間で複製物を海外に譲渡することを認める旨の権利制限を設ける義務を輸出国に負わせることは有意義だと思われる。もっとも、関連する複製物を所持する者が、例えば海外の機関を信頼することができないとして複製を海外に持ち出すことを躊躇する場合、権利制限が目指す結果はなおも達成されないであろう。それ故に信認関係の構築が重要なのである⁹⁹。

特別なフォーマットの複製物のオンライン配信について、WCT第8条は、利用可能化に関する排他的権利を定め（訳者注：WCT第8条は「Right of Communication to the Public」（公衆伝達権）について規定しており、これには「公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の使用が可能となるような状態（making available）に当該著作物を置くことを含む」とする）、著作者に機関間のやりとりを禁止する権利を認めている。しかしながら、輸入国が、個別の状況に応じて良く練られた国内法上の権利の例外を設けることはWCT第10条(1)の下で許容されるものであろう。ここでもまた、輸入国は、輸出国における類似の権利の例外規定に頼ることになろう。そしてこの場合、輸出国にそうした権利の例外を課すことは有益であろう。しかし、ここでもまた、関連するファイルを持っている者が何らかの理由で国境を越えた送信の準備ができていない場合には、目指す結果が達成されることの保障はない。

cc) 代替的手段

国境を越えたやりとりについて、輸出権又は利用可能化権に特定の例外を認める義務を課すことが、（必ずしも成功していないものの）一つの方法ではあるといえるとしても¹⁰⁰、この問題を解決するための迅速且つより

⁹⁸ 異なる国における複雑で多様な法律上の状況については、サリバンの研究（前掲）第3章及び付属書3（chapter 3 and Annex 3）を参照。

⁹⁹ 下記cc) (1) も参照。

¹⁰⁰ 輸入に関して厳密にいえば、そうした義務は必要ではないと思われる。なぜなら、そうした権利の例外又は制限を導入したい国は、スリー・ステップ・テストの

解決に資する他の方法があるはずである¹⁰¹。ここではほんの一部を紹介するにとどまるが、事実、特別なフォーマットの複製物の国境を越えたやりとりを可能とするための幾つかの自主的な取組みが既にとられている。

(1) 信認された仲介者（Trusted Intermediaries）

WIPOは、特別なフォーマットの著作物への視覚障害者のアクセスに関する問題に関する若干数の主な利害関係者を招き、ステークホルダー・プラットフォームの作業を推進することに力を入れた。ステークホルダー・プラットフォームは、印刷物を読めない人に焦点を合わせ、彼らが合理的な期間内に特別なフォーマットの著作物にアクセスすることができるよう助力するとの観点から具体的なニーズや懸念事項を調査し、利害関係者のアプローチの仕方を提案することを任務とする。探求されるべき解決策は、ライセンス、権利の例外や実務上の扱いといった法的枠組みにとどまらず、技術的ツールや規格、相互運用性及び訓練といった他の関係要素も含まれる¹⁰²。この文脈において、ステークホルダー・プラットフォームは、アクセシブルな電子ファイルの国境を越えた移動に関する作業文書に関連して、視覚障害者が目の見える人と同様に著作物にアクセスできるようになる解決法を提案した。その解決策は、後開発途上国、原住民族、及び文字を持たず広域で用いられていない言語を話す人々のニーズに対して特に配慮し、また出版分野によって取扱いを区別し、特許や技術移転についても考慮に入れている。その上で、この解決策は信認された仲介者をあらゆる解決策において重要な要素として位置付けたものである。特に、視覚障害者による利用に関する権利のライセンスを促進するための実務的な措置が掲げられ、関連著作権管理団体ではない各国の慈善団体のためのガイドラインも用意されている¹⁰³。信頼関係の構築は、いかなる場合で

枠組みの中で、そうすることができるだろうからである。

¹⁰¹ 他の条約を含む累積的アプローチについては、例えば http://www.visionip.org/stakeholders/en/intermediaries_copyright.html 参照。

¹⁰² WIPO事務局長から示されているリストについては、WIPO Doc. SCCR/18/4, no. 5 参照。

¹⁰³ WIPO Doc. SCCR/18/4, nos. 6, 7.

も、また盲人図書館と様々な国の機関との関係及びそうした機関とそれらの海外の顧客との関係においても、重要なことと捉えられている¹⁰⁴。プラットフォームのメンバーは、信認された仲介者及び技術的課題に関するサブグループにおいて更に検討を続けるものとした¹⁰⁵。その後、彼らは、勧告が実施された場合に備え、途上国が他のサブグループの作業結果から利益を得られるように能力開発に関するサブグループを追加して設置した¹⁰⁶。

信認された仲介者に関して¹⁰⁷、グループはTIガイドライン¹⁰⁸及び試験的なアウトライン¹⁰⁹を作成した。ガイドラインは全ての利害関係者間の相互の信頼関係を構築し、特別なフォーマットの著作物の数を大幅に増やし、また特別なフォーマットの著作物の生産における不必要的重複作業を避けることを目指してまとめられたものである¹¹⁰。ガイドラインは、既存の実務上のプラクティスや合意を基礎として行われることが想定されているプラクティスに部分的に準拠している。著作物への合法的アクセスに関して、ガイドラインはその主要な目的について次のように示している。すなわち、アクセシブルなフォーマットの著作物を欠く場合に、申立又は合意によるシステム化により、またコントロールされた利用を認める契約に基づいて、XMLといった構造化されたデジタル・ファイルを権利者が揃えることを目指すものであるとする。ライセンスは、著作権者から直に受けれるか、著作権管理団体（特に複写権機構）等の代理人を通じて付与されることとなる。構造化ファイルが存在しない場合、権利者は、制御された環境を有するTIとの間の契約に基づきファイル作成を許諾することになる。

¹⁰⁴ WIPO Doc. SCCR/18/4, nos. 6, 8.

¹⁰⁵ テクノロジー・サブグループについて、http://www.visionip.org/stakeholders/en/funding_proposal.html and WIPO Doc. SCCR/19/10における提案、nos.15以下。

¹⁰⁶ WIPO Doc. SCCR/20/6 nos.21-22.

¹⁰⁷ この概念に関する基本的考察については、Garnettの研究(WIPO Doc. SCCR/14/5, 特に第6章B)を参照。

¹⁰⁸ http://www.visionip.org/stakeholders/en/ti_guidelines.html. ガイドラインに関する質問と回答についても参照(http://www.visionip.org/stakeholders/en/ti_guidelines_faq.html)。

¹⁰⁹ http://www.visionip.org/stakeholders/en/pilot_outline.html.

¹¹⁰ WIPO Doc. SCCR/19/10, no. 8.

仮に、権利者が合意された期間内におけるTIからの書面による要請に応じない場合、その他の定められた要件を満たすことを前提として、TIはデジタル・ファイルを作成することができる。これらの状況に関する合意は、別途起草されることとなっている¹¹¹。権利者又はその代理人は報酬について決めることができるが、その額はゼロか控えめな金額とすることが目指されている。著作権者は、著作物をあらゆる種類のフォーマットにして供給する義務を負うものではない。TIは、ファイルを利用者にとって「知覚可能、操作可能、理解可能で信頼できるもの」とするため変換することができる一方で¹¹²、他の言語のバージョンを作成することはできない。

デジタル・マスター・ファイルの脆弱性に照らせば、ガイドラインが著作物の発行者とTIとの間で合意された方法によりファイルが供給されることを要請し、また記録保持とデジタル・コンテンツの安全な保管及び取り扱いのために定められることとなる条件が課せられるという点は理解できる。技術的保護手段の適用や、電子透かし等のセキュリティ機能もまた権利者とTIにより重要であると考えられている¹¹³。同様に、とりわけ濫用防止の観点から、利害関係者はデジタル化された著作物を届ける過程において認証プロセスがなければならないという点について合意している。そうすることで、閉ざされたシステム内において、印刷物を読めない登録ユーザーだけにそうした著作物が行き渡るようにするものとされているのである。

ガイドラインの下では、TIは視覚障害者及び権利者双方の代表者からの信認を受けていることが要求される。またTIは、非営利ベースで運営される機関とされている。すなわち、顧客を登録し、その主要な任務を視覚

¹¹¹ これらの合意に関する継続した議論については、ステークホルダー・プラットフォームの第3中間報告書参照(WIPO Doc. SCCR/20/6 no. 11)。

¹¹² 前掲ガイドラインの4) d) 参照。

¹¹³ この考え方は広く普及している。グローバル・ライブラリー・サーベイの最終報告書(http://www.daisy.org/projects/global-accessible-library/survey_final_report.html, pt. 4.4.12) 参照。

障害者の情報アクセス、適応型読書、教育及び訓練とし、印刷物を読めない人への偏見を除くことを目指した規約及び手続を維持しているものであること、著作権法を確実に遵守していることが必要である。ファイルは TI ガイドラインに署名した TI に対してのみ供給される。これにより TI は、(脆弱な) ファイルの誤用を防止するための権利者の要請に応えた特定の管理条件を満たす他の TI に対してのみ、ファイルを渡すこととなる。加えてガイドラインは、TI に対し、認可されたユーザーの登録、複製に対し特定の著作権情報を付すこと、及びタイトル、フォーマット、利用回数等の記録を保存することを義務付けている。

これらのガイドラインは、2010年4月より、先進国と途上国における限られた数の TI が参加している TI パイロット・プロジェクトの枠内で3年間にわたり試験的に運用されている¹¹⁴。

(2) グローバル・アクセシブル・ライブラリー

権利の例外や制限よりも、利害関係者の合意に基づく類似の計画として、グローバル・アクセシブル・ライブラリー (the Global Accessible Library, GAL) に関するビジネス・モデルの提案がある¹¹⁵。その目的は、異なる国々の盲人図書館のネットワークを構築すること、これらの国々のユーザーに対し参加図書館（対象となる外国を含む）に保管されているいかなる書籍についてもアクセス可能とすることにある。このシステムの下では、ユーザーは、サービスを受ける資格がある者としてユーザー登録しなければならない。ユーザーは、参加図書館の共通の保管図書全体にアクセスすることができ、利用可能化及びダウンロード又はストリーミングによるデジタル・コピーないしは普通郵便による有形複製物を入手することができる。これらの複製には濫用的利用を防止するため透かしを入れることがある。2010年、書籍発行者とスカンジナビア諸国の盲人図書館は、必要な契約の

¹¹⁴ WIPO Doc. SCCR/20/6 nos. 12-15; ここに列挙される当初の11の参加機関も参照のこと。

¹¹⁵ <http://www.daisy.org/project/global-accessible-library>. GAL 計画は、IFLA/LBS と DAISY コンソーシアム共同のものである。

締結を終え、2010年内にこのシステムを導入することが技術的に可能な状態となっている。法やライセンス合意に基づき、(通常は低額の) 報酬が支払われる場合、利用行為を記録するシステムが確立されていなければならない。次に検討されるべき他の問題は、異なる国々における盲人図書館によって利用される基準や多様な生産プロセスである。それ故に、提案されている GAL の諸条件には、技術標準及びデジタル・ファイルの生産のための基本的な品質の枠組みに関する合意が含まれている。また、貸し出す者と単に「借りる」者とが一方に固定化しないように、GAL 参加国はタイトルの利用可能化と生産に着手することが計画されている¹¹⁶。このように、これらの取組みは権利の例外と制限よりも良く機能するとと思われるビジネス・モデルに基づくものである。つまり、こうしたビジネス・モデルにおいては、全ての利害関係者が利害関係を考慮に入れて個別の解決策に合意し、信頼関係の醸成を図ることになるだろうから、その方が良く機能すると考えられるということである。TI と GAL 計画の相乗作用の利益を得るために、両者は共同計画として融合されることとなっている。また特に、WIPO の IT 設備のサポートの下、TI ネットワークを創設することになっている¹¹⁷。

(3) EU のステークホルダー・ダイアログ

2009年12月の第19回 SCCR における欧州委員会のレポートにもあるように¹¹⁸、委員会は、視覚障害者及び読字障害者のための関係者間の対話（ステークホルダー・ダイアログ）の機会を設けた。2009年12月の最初の対話のための会議では、参加者は、アクセシブルなフォーマットの著作物のオンライン上及びオフラインでの流通に関する改善策を明らかにすることで、目に見える成果を得ることができるという点で意見の一一致を見た。この対話においては、2010年の夏に覚書 (MOU) において方策をリストアップすることが目指された。また、そうした方策の内容は全ての EU 加盟国

¹¹⁶ 詳細については、http://www.daisy.org/projects/global-accessible-library/terms_of_conditions_draft_1.1.html を参照。

¹¹⁷ WIPO Doc. SCCR/20/6 nos. 16-18.

¹¹⁸ WIPO Doc. SCCR/19/15 Prov. no. 79.

において信認された仲介者(TI)を置くべきこと、TIの役割に関するガイドラインを定めること、EU域内におけるアクセシブルなフォーマットによる利用可能な著作物の電子目録を作成すること、EU加盟国内で作られた合法的な複製についてEU域内で国境を越えた自由な流通を認めること、とされた。

IV. これまでの議論の要約と結論

1. まとめ

この論考における検討のまとめとして、以下の点が特に重要な事項として指摘されるべきである。まず、法律上は権利の例外と制限に関する条約は一般的に不要といえる。なぜなら、各国は国内立法によって適切な権利の例外と制限を定めることができるからである¹¹⁹。条約が例外的に必要だとすれば、それは外国で排他的な輸出権に関する保障がされており消尽しない場合に関するものであろう。なぜならこの場合、外国における国内立法が関係するからである¹²⁰。

政治上の問題についていえば、権利の制限に関する国内立法の政治的な後ろ盾を得るために、世界的に拘束力のある条約が特定の国において必要であるとの議論を正当化することは難しいと思われる。なぜなら、より強制的ではない(非拘束的な)やり方によって同じ効果を得ることができるだろうからである。

更に、幾つかの国¹²¹から要望が出されている自動執行条約は、「万能薬はない」といわれるよう、(特に規律が多様である権利制限の分野において)世界レベルにおいて必須とされる柔軟性の要請とは正反対の微に入り細にわたる規定の仕方を要求することになろう。事実、サリバンの視覚障害者のための権利制限に関する研究¹²²は、現に存在している法律に多く

¹¹⁹ 前記II. 1. a) aa) 参照。

¹²⁰ 前記II. 1. a) aa) (1) 参照。

¹²¹ 条約の提案国であるブラジルでは、条約は自動執行ではないのであるが。

¹²² 脚注17参照。WIPO Doc. SCCR/19/3, nos. 9-20における要約も参照。

の局面で相違があることを示している。例えば、権利の例外と制限から利益を受ける者の範囲、適用対象となる著作物、適用を受ける具体的な行為、それらの行為を行うことができる人や機関、特定の条件といったものに関する相違があることを示している。更に、シンプルで直截な権利の例外と制限といった異なる法的な概念やアプローチの仕方に固執する国がある。例えば十分且つ適切な市場における解決法のデフォルトとしてのみ例外と制限が適用されるとか、著作物へのアクセス確保を目指す著作権管理団体に対しては無制限の排他的権利を与えるとか、異なる権利間でこうした考え方のコンビネーションを考えるが如くである。また更に、前述のように、その策定に大変な手間と労力を要する条約は一般的に問題解決に適さないものである¹²³。

WBU 提案(及びアフリカ・グループによる提案が WBU 提案に依拠する部分について)は、単に多数の矛盾点や欠陥を有するというだけでなく¹²⁴、これらに加えてベルヌ条約第19条及び第20条に反している(したがって、TRIPS 協定及び WCT にも反していることとなる)。また、国際的な著作権法が創設されたときからの原理にも一般的に違反している¹²⁵。EU や米国によって提案されている勧告やソフト・ロー的な方法にはこうした欠点はない。これらには法的な拘束力がないからである¹²⁶。それにもかかわらず、これらの文書がもたらし得る結果にかんがみると、今後の最終的な文書作成は注意深く進められるべきである。例えば、そうした文書を拘束的な法に変容させる強い意向が働くことや、又はこれが既存の条約の「公的な解釈」を示すものとして直ちに法的な効果を生じさせるかもしれないということに注意が必要である¹²⁷。最終的な解決策がどのようなものであれ、現

¹²³ II. 1. a) cc) 参照。

¹²⁴ II. 1. b) aa) 参照。

¹²⁵ II. 1. b) cc) 参照。

¹²⁶ 米国は明示的に次の段階として法的拘束力のある文書を作成する可能性を残している。第20回 SCCR 会合における背景文書 pp. 3, 5, 6 参照。

¹²⁷ 米国の背景文書で述べられているように、こうした効果が本当に生じるかどうかは、個別に検討されねばならないであろう。提案された文書を通じたベルヌ条約

存する国際的著作権法の原理と条項に合致し、十分且つ適切に機能している市場における解決法を尊重するものでなければならない。また最終的な解決策は、市場における解決法が働かない場合のデフォルトとして適用されるだけであるとして、バランスがとられた運用が図られることが必要である。とりわけ、著作権者や盲人のための機関に対し、デジタル・ファイルや類似の脆弱な複製物を、信認を受けていない海外の機関に引き渡すように強いことは、仮にそうした複製物が目の見える人のための通常の商業的利用に用いることができるよう修正されるとしたら、不公正であり正当化できないことであろう。

ともかく、著作権の制限が公平なアクセスをもたらすことになると信じる理由はどこにもないということである。公平なアクセスを妨げている主要な事柄は以下のとおりである。すなわち、1) 特別なフォーマットの複製物を生産する財源が足りないこと（特に発展途上国や少数言語及び限定された地域でしか需要がない著作物についてそういうこと¹²⁸⁾、2) コンピュータといったアクセスを可能とする適当な技術を調達する財源が不足していること（特に発展途上国における視覚障害者について当てはまる）、3) 先進性のある技術的な手段の開発が不十分であること、4) 盲人図書館が提供するサービスに公的資金を投入している国の国民又は住民でなければ図書館を利用できないものとする図書館の規則、5) 特別なフォーマットを保有している権利者や盲人のための機関が、類似の海外の機関を信頼できないとすることが無理もない状況であること（既に現実に起きていることであるが、これら海外の機関は著作権で保護されている著作物を、目が見える人のために無許諾でデジタル化し、それ故に信頼性に欠けることを示している）、6) 特別なフォーマットに変換されなければならない膨大な数の目が見える人のための新刊書籍が存在すること、である。異なる観点からも考えることも付け加えたい。公平なアクセスを妨げているもう

の公的な解釈に関する米国の考え方については、上記脚注 p. 5 参照。

¹²⁸ 英語の著作物については、影響力が著しく、文化的多様性を背かすものとの見方がある。グローバル・ライブラリー・サーベイ最終報告書（前掲脚注73）p. 4 参照。

一つの障害は、不十分な医療援助である。発展途上国における高い率の視覚障害者の発生の問題は、全く異なる容易で安価な解決策によって劇的に減少させることができる。すなわち、先進国による医療サポートを通じた開発援助である。

2. 結 論

視覚障害者の著作物へのアクセスの改善という重要な問題に関する議論が WIPO の枠組みで行われているという事実は、前向きな進展として評価できる。この論点が WIPOにおいて長い間光が当てられてこなかったことに照らせば、より一層そういえる¹²⁹。また、この問題に関して WIPO が行った教育問題及び調査研究問題に関するものを含む特別な研究活動は、極めて複雑で細分化された考慮と対応を要するこの分野における豊富な研究成果へのアクセスを促進した¹³⁰。視覚障害者による著作物への公平なアクセスの要望は、著作権者に対し、より積極的な協力をを行うようプレッシャーをかけるという成果を生んだことは間違いない。すなわち、こうした協力関係は、WIPO が推進したステークホルダー・プラットフォームの成果の一つとして、利害関係者の代表者を巻き込んだ信認関係構築の在り方をめぐる議論、信認された仲介者に関するガイドラインの合意、既に進められているパイロット計画といった具体的な結果と共に結実している。

同時に、途上国による（TRIPS 協定交渉中の先進国から途上国に対する圧力行使に対する恐らくは「仕返し」としての）、また特定の NGO による（自身の目的達成のための手段としての）、潜在的に非生産的なものとなり

¹²⁹ WIPO では特に1980年代にこの問題について議論している。この議論は、視覚及び聴覚にハンディキャップを持つ人による著作権で保護された複製物へのアクセスに関する WIPO/UNESCO ワーキング・グループにおいて行われた（1982年10月25日—27日、於パリ）。この議論では1982年の WIPO モデル法（Copyright 1982, 354 以下）、付属書 1, 1 の条項に関しても話し合われている。

¹³⁰ これら研究の幾つかは前述した（脚注 2 及び 21）。異なる地域における国内立法に関する研究は、本稿では総括的に参照したにとどまる。WIPO Docs. SCCR/17/2 及び SCCR/19/4 through 19/8 参照。

得る強い圧力行使は続いている。しかし、こうした圧力行使は逆効果となり得るものである。なぜなら、条約策定を推進する勢力は白熱した苛立つた雰囲気を醸し出しているが、こうした雰囲気は本当の意味での対話や信頼関係に基づく解決策に向けた共通の協力関係の形成を導くことはないからである。代表団を操るべく様々な策が弄されており、その多くは代表団の感情に訴え、あるいは道徳的なプレッシャーをかけ、例えば条約は全く必要なものでないといった基本的な法律上の疑問から代表団の気持を逸らそうとするものである¹³¹。

他に見られるのは積極的なロビー活動である。これは公平なアクセスという共通の目的を達成する最善の方策について、異なる見解を持つ者によって行われている。ブログで行われている非難やバッシングは、盲のために活動しているNGOのより広い政治的課題をフォローしていない者により行われ、コメントは操作されている（例えば、事実に反して「条約策定の必要性に向け気運が高まる」とコメントするが如くである）。また近時は、特定の積極的な議論の進展や成果に対し過小評価するとか、悪くいうといった傾向がある。例えば、信認された仲介者の役割やステークホルダー・プラットフォームの活動に対し、過小評価するが如くである¹³²。実

¹³¹ 各会合において、新たに多くの視覚障害者のためのNGO（大抵は国際NGOである）の参加が申し出られ、認められている。またこれらNGOの会合参加にはスポンサーが付いている（例えばロックフェラーの一部といった豊かな基金がバックに付いているようである）。多数の盲人が杖を持ち盲導犬と共に会合に現れるのである。一その心理的效果はいうまでもない。将来、みすぼらしい恰好をした貧しい著作者やアーティストが会議室に現れ、海賊版のために彼らの生存が脅かされていることを語るのだろうか。あるいは学生が代表団に対し、もっと著作権フリーの学校図書を増やせということになるのだろうか？更に、ユーザー・グループのためのNGOは、条約策定案を支持する発言があるごとに拍手をして、それによって意見表明をするのであるが、以前のWIPO会合では拍手がされるということはなかったし、他の利害関係がある団体はこうした会合での新たな行動に追随していない。そのために会合では一方的な印象が形成され、他の利害関係者の代表者たちは、それ故に怯えてすらいる状況なのである。

¹³² 例えば、第20回 SCCR会合におけるKEI及びBenetechの発言要約を参照（WIPO

務的な解決策が既に進められている状況にあるという事実が明らかになればなるほど、条約策定の必要性に対しては疑問が呈されることとなるため、このような前向きで建設的な議論の進展はきちんと評価されていないように見受けられる。また、義務的な最低限の権利制限の考え方と共に条約策定の必要性を訴える者は、EUにより提案され、又は英国法の下で規律された良く機能している解決策（自主的な合意による処理のデフォルトとして権利制限を規定している）について、これを無視するか、あるいは反対すらしているのである。

特定のユーザーNGOの熱烈で扇動的な行動や前述の活動内容は、彼らの関心が、主として良く機能する解決策を探ることにあるのか、あるいは寧ろ原理的且つ政治的に「闘争に勝つこと」に关心があるのかという疑惑を生じさせる。WIPO会合に長く参加し経験を有している多くの参加者は、視覚障害者に助言を与えていたNGOは、権利の例外と制限に関する、より広く基本的な課題、及び先例を作るという課題達成のために、後者の政治的原理的な姿勢に重きを置いていたとの印象を抱いている¹³³。だが盲人の背後にいるこれらの登場人物の行動は、WIPOのような率直で信頼関係に基づく議論を行う場においては扇動的であり、ふさわしくないという見方が大勢である。

視覚障害者のための公平なアクセスという重要な問題（誰にとっても共通の問題である）が、政治的闘争の手段とされてしまったことは誠に嘆かわしいことである。この問題は、政治的闘争ではなく論理的で法律的論拠に基づいた現実的で効率的な解決策が探求されるべき領域である。それ故、代表団がいかなる決断をする場合においても、それが及ぼす基本的影響や先例設定性及び長期的に見た影響を顧みることを願うものである。とりわけ彼らの決断が、ベルヌ条約で最初に設定され長い間継続してきた国際的

Doc. SCCR/20/13, nos 136, 140, 筆者はこれらの発言の全てについて明瞭に聴いている)。

¹³³ こうした広範囲の課題についてはアフリカ・グループの提案にも反映されている。I. 1. 3) a) 参照。

著作権の原理と矛盾しないよう意を用いることを希望するものである。極めて複雑な論点に関する議論は始まったばかりであり、より深い研究が必要とされるものである。視覚障害者のためのバランスがとれた役に立つ良い解決策の発見は、可能な限り感情論を排した上で、前述したような雰囲気ではなく率直な意見交換の場において行われるべきであるし、またそうできるものである。

最後に、特に教育目的等の権利制限に関して、第一になされなければならぬことは、（条約が必要であるとする）発展途上国における教材の不足が生じているかどうかに関する徹底した現地調査である。そして、もし不足しているのであれば、その理由は何かを調査することである。その理由は、権利行使の方策がなく著作物から回収することができないために、著作者が教育用図書を執筆することを躊躇しているからかもしれない¹³⁴。海賊版のために出版社が教材を製造販売することができず、そのために教材出版を控えている（そして、書籍が不足しているが故にアクセスができない）ということかもしれない。多くの国々において、教授が執筆した書籍や、地域的な事情に基づき有用と認められる外国著作物について、事実上無償又は補償金なしでアクセスが確保されている。なぜなら、そうした国々では権利行使ができないとか、権利行使が十分に確立されていないといった事態がないからである¹³⁵。これらの理由から、教育分野における義務的な権利制限に関する条約は、発展途上国の問題解決に役立たないであろうといえる。しっかりとした開発援助を行うためには多くのことがなされるべきであるが、それらは表面的な政治運動によってなされるべきではない。

¹³⁴ これは、2005年4月27日、アンマンにおいて、ヨルダンの教科書の著作者から著者に報告された状況である。

¹³⁵ こうした事実は著者によるインタビューによって聴取され、確認されている（例えば2005年4月のアンマン大学におけるインタビュー）。